

# 平成30年度 空家に関する区調査 集計結果

平成30年10月 裾野市建設部まちづくり課

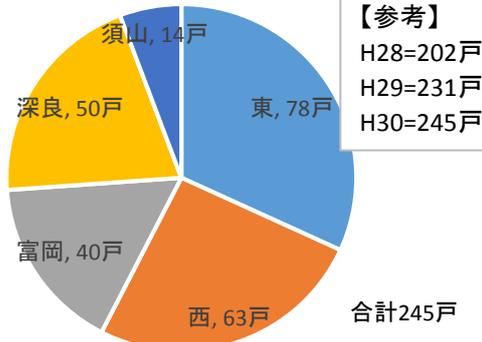
平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が全面施行されました。この背景には、人口減少・少子高齢化時代を迎え空家が増加し、の中には、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば倒壊など地域の環境や安全を脅かす可能性があるものが増加したことがあります。

このような中、裾野市では、空家の実態を把握するため、区の皆様の力をお借りして、平成27年度より毎年、継続的に空家調査を行っております。

この度、平成30年度調査の集計結果がまとまりましたので、ご報告します。

- 対象地区：市内77区(管理者のある別荘地および全85区のうち一戸建て住宅がない8区を除く)
- 調査期間：平成30年7月～8月(約2ヵ月)
- 調査建物：おおむね1年以上利用されていない、一戸建ての空家(共同住宅は対象外)
- 調査方法：区長宛に文書にて依頼し、まちづくり課または支所へ提出
- 回答率：100%

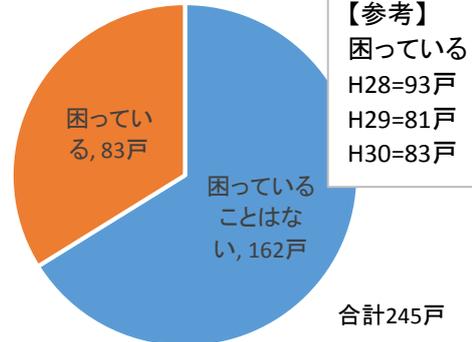
## (1) 地区別の一戸建ての空家数



【参考】  
H28=202戸  
H29=231戸  
H30=245戸

市内の一戸建ての空家は245戸あり増加傾向にある  
(前年比：増加57戸－解消47戸＝実増14戸)

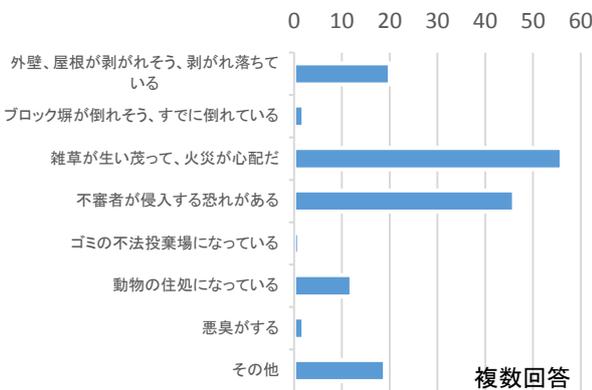
## (2) その空家について、困っていることはありますか



【参考】  
困っている  
H28=93戸  
H29=81戸  
H30=83戸

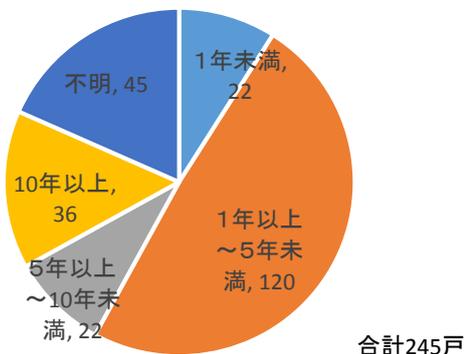
「困っていることがある」空家は83戸あり現状維持  
(前年比：増加2戸)

## (3) 困っている具体的な内容は何ですか？



複数回答

## (4) 空家になってからの時期



空家になって5年未満のもの約半数を占める

## 【今後の対応】

空家法では、「空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとする」とされ、所有者等が空家等を適切に管理する第一義的な義務を負うと規定しています。また、所有している建物が原因で他人に損害を及ぼした場合、不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなります。

しかしながら、空家等の所有者等が遠方に居住しているなど、空家等の管理不全な状況を認識していないケースや、近隣住民が所有者等の連絡先が判らず苦慮しているケースも増加しています。

そのため、「困っていることがある」と記載された空家等については、職員が現地調査のうえ「調査票」を用いて判定、地域への影響が大きいものに対しては、空家法の権限を活用して所有者等の所在地を特定し、市から所有者等に対して空家等の不良状況を伝え、改善を要請、適切な管理を行うよう助言・指導を行います。